

自賠責保険の取扱いに係る特別措置のご案内

令和4年台風第15号による被害に伴い、国土交通省より、自動車検査証の有効期間が延長される旨の発表がありました。

<2022年9月27日発表>

[自動車検査証の有効期間を延長します（国土交通省 ホームページ掲載）](#)

これに伴う自賠責保険の特別措置の内容は以下のとおりです。

【1. 延長対象の地域】

【静岡県】

静岡市葵区（有東木、梅ヶ島、大原、大間、富沢、渡、中平、入島、平野、水見色、横山）、
静岡市清水区（大平、葛沢）、島田市川根町家山、榛原郡川根本町壺町河内

【2. 対象の契約】

◆検査対象車

自動車検査証の有効期間の満了が2022年9月23日から2022年10月2日までの自動車に付保された契約のうち、保険期間の終期が2022年9月23日から2022年10月3日までの保険契約

◆検査対象外車

保険期間の終期が2022年9月23日から2022年10月3日までの保険契約

【3. 特別措置の内容】

対象		使用の本拠地	車検期間の延長	手続猶予	払込猶予
検査対象車	○災害救助法適用地域内に居住する契約者 ○今回の災害で被災された契約者 ○今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱う契約者	延長対象地域内	有	○ (2022年10月3日まで)	○ (2022年11月30日まで)
	○今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ○その他各社が適用妥当と判断する者	延長対象地域外	無	×	○ (2022年11月30日まで)
	上記以外	延長対象地域内	有	○ (2022年10月3日まで)	○ (2022年11月30日まで)
		延長対象地域外	無	×	×
検査対象外車	○災害救助法適用地域内に居住する契約者 ○今回の災害で被災された契約者 ○今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱う契約者 ○今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ○その他各社が適用妥当と判断する者	—	—	○ (2022年10月3日まで)	○ (2022年11月30日まで)
	上記以外	—	—	×	×

本措置の適用をご希望のお客さまは、ご契約の取扱代理店または弊社担当窓口にお問い合わせください。